

【名古屋市重症心身障害児者施設ティンクルなごや】

1 サービス

施設定員90名を効果的に運用し、長期利用への需要に応えるとともに、在宅生活を支援するための短期入所利用に的確に対応する。

(1) 生活支援（長期入所：設定定員80名）

ア 利用計画（医療型障害児入所施設、療養介護）

「名古屋市重症心身障害児者施設における施設入所指針」に則り、公の施設の指定管理者としての使命を全うする。

通常枠（設定定員75名）の受入れでは、医療的ケアの度合いが高い重度の重症心身障害児者を中心に受入促進を図り、稼働率100%を目指す。

また、緊急枠（設定定員5名）を設け、関係機関等との連携のもと入所を必要とする方の状況を見極め、迅速かつ適切な受け入れを行う。

イ 入所調整会議

入所希望者からの相談に丁寧に対応しつつ、対象となる方からの利用申し込みを公平に受け付け、待機者名簿の厳正な管理のもと、空床が生じた際には、名簿登載順に従い、公正かつ適正に入所候補者を選定し、市の入所調整会議に提出する。入所適当と判断された障害児者について迅速な受け入れを行う。

また、措置入所・一時保護等が必要なケースについては、児童相談所との調整を迅速かつ綿密に進め、利用者の最善の利益を損なうことのないよう、遅滞なく受け入れを行う。

(2) 在宅支援（短期入所：設定定員10名/空床利用）

利用日の属する月の前々月から、インターネット等により先着順で申し込みを受け付け、できる限り多くの方に利用いただけるよう丁寧な利用調整を行う。

また、緊急時の利用希望が寄せられた場合、背景や状況の的確な把握のもと利用可否について迅速に判断し可能な限り受け入れを行うとともに、利用困難と判断した場合には、代替手段の提示や確保協力を行う。なお、緊急時にも円滑な受け入れができるよう、平時からの短期入所の利用を促す。空床利用枠10名に対し70%以上の稼働率の確保を目指すとともに、利用者が安心、安全に過ごしていただけるよう、一人ひとりの特性に応じた適切なケアを行う。

なお、新型コロナウイルス感染症の法的・行政的な取り扱いの見直し動向を注視しつつ、利用者の重症化リスクを常に念頭に置き、施設として必要な感染対策を明確にしたうえで、円滑な受け入れを行う。

【利用予定見込み数】

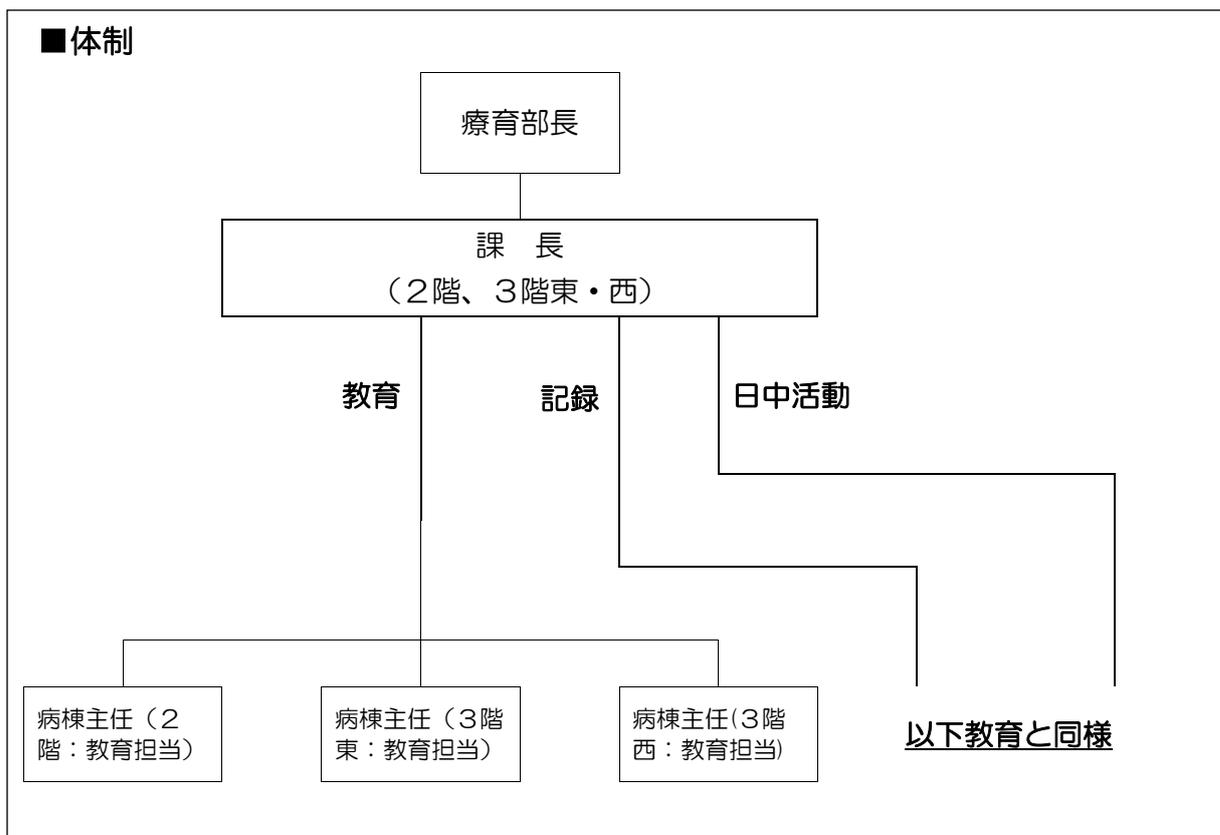
区 分	月当り	年間	日平均
延利用者数(日)	220	2640	7.2
うち超重症児(日)	20	240	0.7
うち準超重症児(日)	45	540	1.5
実利用者数(人)	60	120	
延利用件数(件)	65	780	
契約者数(人)	120	120	

2 職員の質の向上

障害の重度化等に対応し看護・生活支援を行う力を向上させるため、引き続き「教育」「記録」「日中活動」の3分野の活動を強化し利用者支援の充実を図る。制度改正等の動向を注視し、医療、障害福祉サービスに係る最新情報の収集と必要な知識の習得に努め、職場への還元・浸透を図ることにより職員全体のレベル向上につなげる。

特に、令和5年度は、医療事故防止、虐待防止の取り組みを組織的に進め、職員の共通理解と主体的な行動につなげる。

<p>教 育： 職員研修等を通じて、医療機関、福祉施設及び公の施設としての役割について基本的な理解、知識の向上を図る。また、職員個々の専門的知識の蓄積によるスキルアップを図る。</p> <p>記 録： 看護、生活支援、サービス提供実績等の各種記録について、作成方法等を明確にし、正確な記録作成及び職員によるばらつきの抑制を図る。</p> <p>日中活動： 利用者個々のライフステージに合わせて日常生活の支援及び生活を豊かにするための日中活動の内容について定期的に見直しを行い、利用者の生活の質の向上を図る。</p>



3 課題への対応

管理業務の実施に当たり、名古屋市との緊密な連携を図るとともに、指定管理料の適切な管理と効果的な執行に努める。

また、利用者の健康観察を適切に行い、必要な医療、看護、介護を提供するとともに、感染対策に細心の注意を払いつつ、療育・日中活動や保護者との交流に関しては、可能な限り柔軟な対応を視野に入れながら、利用者、保護者の満足度向上を追求する。

令和5年度は、重点課題として以下の4点に注力して取り組む。

(1) 新型コロナウイルスを取り巻く社会情勢の変化への対応と感染対策の徹底

新型コロナウイルスの法制度上の取り扱いが見直される中、重症化リスクが高いとされる利用者が多く入所する当施設にあっては、感染対策のあり方について慎重に判断を行う必要がある。

国の対策方針、他施設の対応状況等について、逐次、詳細な情報収集を行いながら、当施設としての感染対策について適宜適切にその方針と具体策を明らかにしていく。特に、面会、外出、行事、短期入所受入れ等のあり方について、保護者との意見調整も行いながら適切に判断を行っていく。

一方、コロナ禍において、日中活動スタイルの多様化、オンラインでの面会、動画の編集と配信、メール・アプリによる連絡網の導入、タブレット端末の活用等、新たな取り組みが進んだ。これらは、利用者個々の特性に合わせた療育活動の実践、来所困難な保護者への交流機会の提供、迅速な情報発信環境の整備などの点で有効性が認められることから、取り組みの効果と課題を検証し、一層の支援充実へと繋げる。

さらに、感染症発生時に必要性、優先度の高い業務を選択、集中して実施するための業務継続計画の内容について総点検を行い、平常時からの備えを強化する。

(2) 事故防止の推進

医療安全管理体制の充実を進める中、令和4年度、「誤薬」や「骨折」の事案が複数回にわたり発生する事態に至った。

こうした状況を重く受け止め、利用者や保護者の方々に安心していただける医療、ケア、介護の実現に向け、以下の項目に重点的に取り組むこととする。

① 骨折予防対策の推進

多職種によるタスクチームを立ち上げ、既発事例の分析検証、再発防止策の具体化を進める。

② 誤薬防止対策

与薬に関する基本手順について、組織的な確認、検証作業を定期的に行うことをルール化し、ヒューマンエラーを招かない環境を整備する。

③ RCA分析の定着

事故の真因を探り、実効性のある再発防止策の構築に有効といわれる「RCA分析」について、実践的な研修を実施する。

④ 医療事故等の情報開示

令和4年度に策定した事故等公表基準に則り、包括的公表、統計的公表を行い、安心して信頼いただける医療、ケア、介護を目指す。

(3) 虐待防止の推進

令和2年度に発生した虐待事案について、未然防止策の不備や事後対応の遅延等に厳しい指摘を受けることとなった反省点をふまえ、その教訓を風化させることのないよう各種取り組みを持続、深化させる。

令和4年度に策定した「虐待防止ガイドライン及び発生時対応マニュアル」の継続的な周知、セルフチェックによる「振り返り」の定期的な実施に加え、身体拘束に関する検証、日常のケアや介護に潜むリスクに気づくためのグループ研修等を通じ、組織全体の支援の質の向上、職員の主体的な改善行動につなげ、人権感覚に優れた職場風土を目指す。

(4) 地域・在宅相談支援の充実

令和4年度、名古屋市が実施した「重症心身障害児者実態調査」において明らかにされた、在宅の重症心身障害児者や障害者福祉サービス事業所等の相談支援ニーズに対し、当施設としての対応の方向性を早急に明らかにする。

とりわけ、相談支援ネットワークの構築や地域支援者・保護者向けの研修の充実などについては、従来の取組みの加速と深化を図ることで対応を進める。

また、緊急利用ニーズへの対応については、当施設での受入れ要件を明確化したうえで、公の施設としての役割を果たすよう努めるとともに、ネットワーク全体の対応力の向上のため、社会資源の情報集約と調整力の向上の両面で一層の努力を行う。

とりわけ、県下の重症心身障害児者施設との既存のネットワークの強化をはじめ、基幹相談支援センターとの緊密で顔の見える関係構築に努め、重症心身障害児者の支援に実績がある相談支援事業所や障害福祉サービス事業所との関係構築に注力し、支援ネットワークの拡大に中心的な役割を果たす。

令和6年度からの支援事業の本格実施を視野に、令和5年度当初から施設内に「地域・在宅相談支援センター準備室(仮称)」を設置し、事業化に向けた企画調整業務を本格化させる。

4 委員会活動

部署や職種横断的なメンバーで構成する「委員会」を設置し、その活動を通して利用者の安心・安全の保障とサービスの向上を図り、保護者の皆様をはじめ関係各方面からの信頼に応える施設運営を目指す。

委員会	開催 予定	設置趣旨及び主な活動目標(令和5年度)
医療安全管理	11回	インシデントや医療事故の評価分析と再発防止の取組みを通じ、医療・ケアの質の維持・向上を図り、適切な医療安全管理体制の構築と安全な医療の提供を進める。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 骨折防止タスクチームの組織化(事例分析と対策立案) ・ 職員研修(全職員対象)2回 ※RCA分析含む ・ 介護リフト、医療ガス、診療放射線安全研修 各1回 ・ 院内巡視点検(ラウンド) 2回 ・ 医療事故等公表基準に基づく情報開示の実施管理
感染対策	11回	感染予防、再発防止及び感染拡大防止など感染対策の徹底と、職員への組織的な教育・啓発を含め、施設における感染対策の進行管理を総括する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の感染症把握とワクチン接種状況の管理徹底 ・ 職員研修、手洗いチェック(全職員対象)各2回 ・ 院内巡視点検(ラウンド) 2回 ・ 感染症発生時の業務継続計画の点検、見直し
虐待防止	18回	虐待防止の取組みと発生時対応の厳正実施について、マニュアルに則り組織的進行管理を行う。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 体制整備チェック、職員セルフチェック 各2回 ・ 職員研修(新規採用者、全職員対象)各1回 ・ 「気づき」を重視したグループワーク形式の研修実施
身体拘束適正化	6回	施設が定める「身体拘束をしないための指針」に則った適切なケアの実施状況について進行管理を行う。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修(新規採用者、全職員対象)各1回 ・ 個別事例検討を通じた状況点検

委員会	開催 予定	設置趣旨及び主な活動目標(令和5年度)
栄養・給食	11回	<p>栄養部門の運営と関連部門との連携を円滑にし、栄養管理、食事・献立管理、食事提供管理、衛生管理、サービス向上の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の適切な栄養管理を行うための NST（栄養サポートチーム）会議を開催 36回 ・ 嚥下状態の観察・評価を行うための DST（摂食嚥下サポートチーム）会議を開催 24回 ・ 嚥下造影検査の受診円滑化のための関係マニュアルの見直し
褥瘡対策	10回	<p>褥瘡及び合併する感染予防対策に関する事項を検討し、施設として必要な取り組みの進行管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修（新規採用者、医療従事者対象）各1回 ・ 褥瘡防止の観点からの車いすの日常点検に関する多職種ワーキングの実施
防災対策	12回	<p>消防計画に基づき、消防設備の点検管理や自衛消防組織の運営、職員への教育・訓練活動等を総括するとともに、地域、近隣施設と防災上の連携を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練 12回（うち総合訓練2回、夜間想定訓練1回、風水害想定訓練1回、きずなネット配信訓練1回以上含む） ・ 訓練内容を踏まえたアクションカードの作成
行事	18回	<p>行事の企画・運営を総括し、利用者のアメニティ向上を図るとともに保護者、支援者及び地域社会との交流を促進し共生社会の実現に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内小イベントの企画、実施（7月） ・ ティンクルまつり（家族・地域交流型イベント）（秋頃） ※感染状況により、リモート・イベント企画も想定
広報	6回	<p>保護者をはじめ関係機関や地域の人々に向けた、効果的で訴求力のある情報発信を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページを活用した情報発信（スタッフブログの随時更新、動画コンテンツの充実等） ・ ティンクルなごや通信の発行 2回